

都城盆地

土地改良区 だより

第9号

平成30年2月発行
都城盆地土地改良区
TEL:(0986)36-6710



目次

○理事長あいさつ	・・・P2	○土地改良施設定期診断	・・・P6
○第10回通常総代会	・・・P3	○給水栓の管理について	・・・P6
○賦課金について	・・・P4	○畑かんPR活動	・・・P7
○給水スタンドについて	・・・P4	○組合員の皆さまへ	・・・P8
○散水器具導入について	・・・P5		



理事長あいさつ

都城盆地土地改良区

理事長 島田 孝一

組合員の皆さまには、日頃より都城盆地土地改良区の運営に特段のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。また、国、県及び関係機関各位の皆さまには関連事業の推進並びに土地改良区の運営にご指導・ご支援をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化、担い手不足による農業人口の減少に加え、食料自給率の低下や耕作放棄地の増加など大変厳しい状況が続いております。さらに、台風及び豪雨など異常気象による被害も深刻な問題となっています。

このような中、農業従事者の所得向上、担い手の育成など地域農業を発展させるためには、農家の意識を変え、新しい営農へ転換させることにより、希望ある農業へ変えることが必要です。今後の希望ある農業へ姿を変えていく大きなポイントとなるのが、畑地かんがい用水を利用した営農であり、それが都城盆地土地改良区の大きな使命でもあります。都城盆地の農業を我が国の食糧生産基地として位置づける大きな目標を持ち、盆地農業のモデルとなるよう努力するべきであると考えております。

今年は当都城盆地土地改良区が設立されて10年目の大きな節目の年に当たります。関連事業の進捗に伴い、畑地かんがい用水の使用可能エリアも年々拡大され、都城盆地の農業の姿が変わりつつあります。このことは県をはじめ、市・町の畑地かんがい事業に対する熱意の現れであり、都城盆地の農業を変えるという大きなスローガンの実現に確実に近づいていると感じます。

最後に、私たち土地改良区役職員一同、関係機関のご指導・ご支援を戴きながら農業用施設の適正な保全、管理の強化に努めてまいりますので、組合員の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



第10回通常総代会

平成29年3月24日（金）午後1時30分より総代現在員数74名（定数75名）中51名の出席を得て、第10回通常総代会が行われました。

島田理事長による挨拶に続いて中野明久九州農政局南部土地改良調査管理事務所長、押川晶宮崎県北諸県農林振興局長、進藤金日子全国土地改良政治連盟顧問より祝辞を賜り、議長に第4区（都城市山田町）の中原長幸総代を選出して議事に入りました。提出された議案について慎重に審議され、全て原案のとおり可決されました。

※役職等は平成29年3月現在



中原議長



議決事項

- 第1号 平成27年度事業報告及び収入支出決算
並びに財産目録について
- 第2号 平成28年度一般会計収入支出補正予算について
- 第3号 平成29年度事業計画について
- 第4号 平成29年度賦課金及び徴収方法について
- 第5号 平成29年度給水スタンド使用料について
- 第6号 平成29年度役員報酬について
- 第7号 平成29年度一般会計収入支出予算
並びに特別会計収入支出予算について
- 第8号 平成29年度一時借入金の最高限度額及び借入先
並びに金銭預入先金融機関について
- 第9号 定款の一部変更について
- 第10号 規程の一部変更について
- 第11号 都城盆地土地改良区加入金の額について

平成27年度収支決算

■一般会計収支決算

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.組合費	3,653,790	賦課金	1.事務費	11,110,086	事務費・役員会費・総代会費
2.使用料	1,399,074	スタンド使用料・他目的使用料	2.管理費	71,568,099	施設管理費・基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	27,821,000	運営負担金・管理体制整備費	3.財産費	3,490,450	退職引当金・基本財産積立金
4.受託費	53,838,351	管理委託事業・基幹施設管理事業	4.予備費	0	
5.雑収入	195,726	督促手数料・延滞金・預金利息			
6.繰入金	0				
7.借入金	0				
8.繰越金	2,902,000	前年度繰越金			
計	89,809,941		計	86,168,635	

※差引残額 3,641,306 円（平成28年度会計へ繰越）

平成29年度収支予算

■一般会計収支予算

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.組合費	6,670,000	賦課金	1.事務費	14,757,000	事務費・役員会費・総代会費
2.使用料	3,700,000	スタンド使用料・他目的使用料	2.管理費	60,485,000	施設管理費・基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	19,377,000	運営負担金・管理体制整備費	3.財産費	1,706,000	退職引当金・基本財産積立金
4.受託費	47,184,000	管理委託事業・基幹施設管理事業	4.予備費	200,000	
5.雑収入	185,000	督促手数料・延滞金・預金利息			
6.繰入金	30,000				
7.借入金	1,000				
8.繰越金	1,000	前年度繰越金			
計	77,148,000		計	77,148,000	

賦課金について

科目	賦課基準		備考		
	種別	10aあたり年間			
組合費	組合費	100 円	県営事業完了地区に全筆賦課。 1組合員に対し合算して10a未満は,100円。		
水利費	普通畑		2,500 円	水利用者に賦課	
	ハウス	加温機有	21,000 円		平成29年度～31年度までは15,000円。
		加温機無	12,000 円		販売用野菜苗・観賞用作物含む。
	育苗施設・雨よけハウス		6,000 円		
	茶	防霜有	11,000 円		
		防霜無	6,000 円		

※賦課金は期限内に納入しましょう！！

★賦課金の納入に便利な口座振替をご利用ください★

口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。
 賦課金を支払いに行く手間・支払い忘れがなくなります。
 振替日には、口座の残高をご確認ください。
 ※口座振替について、ご不明な点がございましたら
 当土地改良区までご連絡ください。

口座振替が可能な金融機関

- J A 都城
- 宮崎銀行
- ゆうちょ銀行（郵便局）

給水スタンドについて

科目	種別		金額	備考	
使用料	鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ手動操作	申請が必要 (下記の3箇所) ・森田原(野々美谷町) ・宮ノ原(三股町樺山) ・牧原(高城町大井手)
		法人	30,000円		
	コイン式 (1枚当り)	大コイン	100円	500φ自動給水	
		小コイン	50円	250φ自動給水	

※組合員以外は購入できません。

●給水スタンドをご利用の皆様へ

- ・共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・かん水や防除などの用水としてお使いください。（生活用水等の使用はできません。）
- ・薬剤を投入する場合は、給水スタンドのホースを抜いてから投入してください。
 また、ホースを使って薬剤を混ぜないようにしてください。
- ・鍵式給水スタンドは、申込者以外の不正利用を防ぐため、使用後は必ず施錠をしてください。



コイン式
給水スタンド

散水器具導入について

完了予定年度	県営事業実施地区	
	地区名	主な所在地
H30	牧之原2-1期地区	都城市乙房町
	宮ノ原第2地区	三股町
H31	長尾下1期地区	都城市山田町
	長尾下2期地区	都城市山田町
	縄瀬地区	都城市高崎町
	前方第1地区	都城市山之口町
	前方第4-1期地区	都城市山之口・高城町
	払川第2-1期地区	都城市梅北町
	高才第1地区	三股町
H32	牧之原2-2期地区	都城市横市町
	石山地区	都城市高城町
	前方第4-2期地区	都城市山之口町
H33	払川第2-2期地区	都城市梅北町
H34	払川第2-3期地区	都城市梅北町
	牧之原2-3期地区	都城市関之尾町

左記の県営事業実施地区であれば、散水器具導入に必要な費用の**18.3%負担**で導入することができます。

対象の方は、当該地区内に農地を所有している方、農地を借りて耕作している方（農業委員会の手続きをしている方）です。



●散水器具導入に係る概算費用について

散水器具導入に係るおおよその費用は下記のとおりです。※付属品やほ場の条件等により増減が生じます。

導入に係る費用	区分		タイプ名		概算費用	個人負担額
	導入に係る費用	ハウス 52.2m x3連棟	地上	吊下式スプリンクラー	1ライン/1棟	約 60万円
株元かん水チューブ				3ベット2ライン/1棟	約112万円	約20万5千円
地表			点滴チューブ	〃	約 76万円	約14万円
			かん水チューブ	〃	約 87万円	約16万円
露地		10a	スプリンクラー	2ライン4本立	約 31万円	約5万6千円
			ミニスプリンクラー	2ライン8本立	約 40万円	約7万3千円
			大型スプリンクラー	2ライン2本立	約 40万円	約7万3千円
			散水チューブ	2ライン2巻	約 52万円	約9万5千円
	30a	ロールカー(自走式)	1式	約170万円	約32万円	

●散水器具貸出について

当土地改良区では、散水器具の使用を体験してもらうため、貸出を行っています。貸出器具は次の通りです。

- ・ロールカー(自走式) ・レインガン ・スプリンクラー ・散水チューブ

貸出を希望される方は、ご連絡ください。

※貸出器具は数に限りがあります。ご希望に沿えない場合もございますのでご了承ください。

土地改良施設定期診断

平成29年9月に宮崎県土地改良事業団体連合会による土地改良施設12箇所の管理指導及び定期診断が行われました。経年劣化による軽微な補修が必要な施設もありましたが、大きな機能の低下等もなく現状の維持管理を続けてほしいとのことでした。

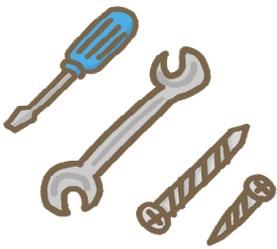
今後も安定的な用水供給のため、適切な施設の維持管理に努めてまいります。



ポンプ設備点検



建屋点検



電気設備点検

給水栓の管理について

★給水栓の適切な利用・管理をお願いします！

- ・給水栓の開閉はゆっくり行ってください。
水を出す・・・（反時計回り） 水を止める・・・（時計回り）
 - ・全閉にしても水が止まらない場合は、異物の噛み込みが考えられますので、2～3度バルブを開閉して洗い流してみてください。
（※それでも止まらない場合はご連絡ください。）
 - ・使用しない時は必ずバルブをしっかり閉め、給水マスの蓋をかぶせてください。
 - ・トラクター等のひっかけによる漏水事故（給水栓破損）が度々起きています。
（※この場合、全額個人負担での復旧となります。）
- 修理をするまでの間、同じパイプライン上の畑では水利用ができなくなり迷惑をかけることとなります。
- このような事故を防ぐ為にも、給水栓の位置が分かるように目印となるような物を立てておく等の工夫をしていただくようご協力をお願いします。



給水栓破損による漏水

【漏水が発生した際は、個人で復旧・修理する場合でも必ず土地改良区へ連絡をお願いします。】

★現在、すべての給水栓に給水開始案内札（右図）を設置しています。

- ・県営事業完了地区（水利費を賦課している地区）で水利用をする場合は、申請が必要です。未申請での水利用は盗水となり、当該年度分の水利費を請求いたします。
※申請された畑には許可標（白い杭）を設置しています。
- ・県営事業実施地区（水利費を賦課していない地区）についても、水利用畑把握のため申請を行ってください。

お願い!

この給水栓から水を使用するには「給水開始申込」が必要です。使用を始める時は、必ず下記までご連絡ください。
無断で使用されると、組合員であっても「盗水」となりますので、ご注意ください。

都城盆地土地改良区
TEL: 36-6710
都城市城北町5225番地5
(都城市役所 城北町別館)

※この札は、すべての給水栓に設置しています。

畑地かんがい事業PR活動

畑地かんがい事業をたくさんの方々に知ってもらうため、市・町が中心となり関係機関と改良区でPR活動を行っています。散水器具の展示もしています。

畑地かんがい用水を利用した営農に興味のある方、イベントに来場の際はぜひお立ち寄りください。



組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。（書類の提出が必要です。）

水の利用を開始するとき

●使用前に必ずご連絡ください。

水利用申請をしていない畑において、水を利用する場合には申請が必要です。また、申請した畑について次年度も水利用する場合は、再度申請の必要はありません。
※無断での水利用は、盗水となります。

水の利用をやめるとき

●水利用申請した畑において、利用をやめる際にご連絡ください。

休止の届出がない場合は、水利費の賦課が継続されますのでご注意ください。
※賦課通知書が届いてからの休止の連絡が多数ありますので、5月中旬までの届出をお願いします。

農地の取得及び喪失や組合員の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- 住所の変更

このような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（土地改良法第43条第1項）※届出がなければ、前組合員へ賦課金が請求されてしまいます。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会の届出だけでは土地改良区の台帳は変更されません。
必ず当土地改良区に届出をしてください。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に、
『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 農業振興課』
『都城市役所中郷地区市民センター』・『都城市役所志和池地区市民センター』にあります。
また、ご連絡いただければ必要書類を送付いたします。

ご注意を！！

農地を取得する時、その土地に滞納賦課金があるまま取得すると土地改良法第42条（権利義務の承継）により、新しく取得した方に滞納賦課金の納付義務が課せられますのでご注意ください。

ご意見、お問い合わせは・・・



都城盆地土地改良区

〒885-0004

宮崎県都城市都北町5225番地5

TEL：(0986) 36-6710

FAX：(0986) 36-6740

E-mail：jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL：http://www.btvn.ne.jp/~m-bonchi.lid/

